

201018023A

厚生労働科学研究費補助金

成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業

仕事と子育ての両立を支援するサービスの
連続性と整合性並びに質の評価に関する
基礎的研究

(H22-次世代-一般-009)

平成22年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 藤林 慶子

平成23(2011)年3月

目 次

I. 総括研究報告

- 仕事と子育ての両立を支援するサービスの連続性と整合性並びに質の評価に関する基礎的研究 1
研究代表者 藤林 慶子

II. 分担研究報告

- II-1. 子育て支援等の実態と政策的展開に関する研究 11
研究代表者 藤林 慶子、研究協力者 小山 秀夫、廣井 雄一、小森 敦
- II-2. 児童の年齢別に見た保育施設のケア内容・ケア時間・負担感— 児童アセスメント調査および
タイムスタディ調査のレビューから — 47
研究分担者 松繁 卓哉、研究協力者 東野 定律、筒井 孝子
- II-3. 「保育の質」向上に向けた指標開発およびその関連要因の評価に関する研究 65
研究分担者 安梅 勅江
- II-4. 保育所の組織体制の実態と課題 87
研究分担者 矢藤 誠慈郎
- II-5. 放課後児童クラブの質の向上に関する研究 103
研究分担者 松村 祥子、野中 賢治、研究協力者 佐藤 晃子 昭和音楽大学非常勤講師
- III. 研究成果の刊行に関する一覧表 115

I. 厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）

総括研究報告書

仕事と子育ての両立を支援するサービスの 連続性と整合性並びに質の評価に関する基礎的研究

（H22－次世代－一般－009）

主任研究者 藤林 慶子（東洋大学 准教授）

研究要旨

本研究の目的は、少子高齢社会において重要とされる子育て支援サービスにおける質の向上のために、①保育所、放課後児童クラブ等の実態分析等を行い、②保育所、放課後児童クラブの支援等の連続性と整合性を明確にし、③子育て支援サービスについての質の評価手法を開発することであった。

①子育て支援等の実態と政策的展開に関する研究班、②保育施設のケア内容・ケア時間・負担感班、③「保育の質」向上に向けた指標開発およびその関連要因の評価に関する研究班、④保育所の組織体制の実態と課題研究班、⑤放課後児童クラブの質の向上に関する研究班の5つの研究班によって研究を実施した。

本研究により、子育て支援サービスという場合に、保育所と放課後児童クラブそれぞれに問題点等があることが明らかとなった。具体的には、①の研究からは、保育所における親支援の重要性と、子育て支援際策をイノベーションとして捉え、子育て支援政策の重要性が示唆できた。保育におけるマネジメントの重要性が示唆できた。②からは、児童の年齢の推移とともにケアのあり方が質的に変容していることが示唆された。ケア提供時間についての年齢層別の単純な比較から得られる知見には、一定の限界を認める必要があることが明らかとなった。③においては、「保育の質」向上に向けた指標開発、およびその関連要因を明らかにするため、保育実践における知恵を束ねて指標を開発するとともに、信頼性、妥当性、実効性を評価した。④では、組織体制に関しては、保育所長や主任保育士の組織マネジメントの資質や力量の向上が必要であると考えられ、この課題について制度的に担保することの有効性が示唆できた。⑤の研究からは、放課後児童クラブの量的整備に力点が置かれている現状の中で、発生している諸問題に対処するためには、本研究のように「放課後の時間」の問い直しやそれに基づく時間、場所、活動、指導の方法を組み立てることが不可欠であり、特に「放課後児童クラブに通う子どもにとって望ましい支援」を明らかにすることから放課後児童クラブの質的整備を進めることは喫緊の課題であることが明らかとなった。

研究分担者氏名・所属研究機関名及び所属研究機関における職名

松繁 卓哉	国立保健医療科学院福祉サービス部	主任研究官
安梅 勅江	竹馬大学大学院	教授
矢藤誠慈郎	愛知東邦大学	教授
松村 祥子	放送大学大学院	教授
野中 賢治	(財)児童健全育成推進財団	企画調査室長

A. 研究目的

本研究の目的は、少子高齢社会において重要とされる子育て支援サービスにおける質の向上のために、①保育所、放課後児童クラブ等の実態分析等を行い、②保育所、放課後児童クラブの支援等の連続性と整合性を明確にし、③子育て支援サービスについての質の評価手法を開発することである。

初年度においては、主任研究者・分担研究者6人が研究を実施し、①子育て支援等の実態と政策的展開に関する研究班、②保育施設のケア内容・ケア時間・負担感班、③「保育の質」向上に向けた指標開発およびその関連要因の評価に関する研究班、④保育所の組織体制の実態と課題研究班、⑤放課後児童クラブの質の向上に関する研究班の5つの研究テーマについて研究を実施した。それぞれの個別の研究目的については、以下の通りである。

①子育て支援等の実態と政策的展開に関する研究班：、保育所の施設長等が子育て支援等をどのように捉えているかを明らかにすることを目的とした。政策展開については、文献サーベイ等から政策学的に子育て支援制度を社会的イノベーションの好例として評価できるかどうかを検討することを目的とした。

②施設のケア内容・ケア時間・負担感班：平成22年3月に実施された児童アセスメント調査とタイムスタディ調査の結果をレビューし、これを通じて、今後の研究の中で焦点化すべきと考えられる課題を抽出することを目的とした。

③「保育の質」向上に向けた指標開発およびその関連要因の評価に関する研究班：本研究においては、さまざまな角度から「良質な保育」の根拠となる情報を体系的に整理し、「保育の質」向上に向けた指標開発およびその関連要因を明らかにすることを目的とした。

④保育所の組織体制の実態と課題研究班：保育の質を高めるための組織のあり方について検討するために、保育所における人事配置等の組織体制の実態を明らかにし、その課題を見出すことを目的とした。

⑤放課後児童クラブの質の向上に関する研究班：放課後児童クラブに関する既存の文献・資料を整理すると同時に、意欲的な取り組みをしている首都圏の放課後児童クラブにおける参与観察と関係者へのヒアリングを実施し、放課後児童クラブの実態と課題を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

それぞれの研究班ごとに研究方法を以下に述べる。

①子育て支援等の実態と政策的展開に関する研究班：調査協力者に事前に調査の趣旨を説明し、担当者が直接対象者を訪問し、半構造化面接によるヒアリング調査を行った。政策的展開については、文献サーベイを行った。

②保育施設のケア内容・ケア時間・負担感班：厚生労働省雇用均等・児童家庭局の委託調査として平成21年度に実施された認可保育所でのタイムスタディ調査方式による業務量調査および児童アセスメント調査のデータを合わせて分析した。具体的には、児童の年齢について「0歳～2歳未満」「2歳から4歳未満」「4歳以上」という区分を行い、この区分ごとにケア内容、ケア時間、負担感、その他について相違点を検討した。

③「保育の質」向上に向けた指標開発およびその関連要因の評価に関する研究班：全国98か所の認可保育園、および研究参加依頼に応じた認可外保育園を対象とし、以下の手順に基づき科学的な根拠に基づく保育環境チェックリストの開発を行った。1. 国内外の「保育の質」評価指標に関する文献研究 「保育の質」の科学的な根拠に基づく標準化された評価指標は日本ではまったく存在しない。海外においては「保育の質」評価のいくつかの取り組みが存在し、参考とした。2. 保育環境チェックリスト第一次試案の作成 (1) セミナーを開催し、保育専門職、園長職、教育職、心理職、地域ケア専門職によるブレインストーミングに基づき、チェックリストに盛り込む「項目」を整理した。(2) 実際の保育場面における実証データを用いて統計分析を行い、子どもの発達や健康状態への影響度の測定による科学的な妥当性のある項目を抽出し、体系化した。(3) これらを統合し、5回に及ぶサブワーキング委員会により保育環境チェックリスト第一次試案を作成した。

④保育所の組織体制の実態と課題研究班：組織体制の実態を把握するための質問紙調査と、組織体制の運用の実際についての示唆を得るためのインタビュー調査を実施した。

⑤放課後児童クラブの質の向上に関する研究班：これまでの先行調査研究を整理・検討すると同時に、先駆的な活動を展開している放課後児童クラブを訪問し、参与観察と関係者へのヒアリングを実施した。さらに文献整理・精査、実地調査とヒアリングの実施とその結果の検討をおこなった。ア) 2カ所の先駆的な放課後児童クラブでの参与観察とヒアリングを実施した。イ) 2カ所の小学校及び児童クラブにおいて「放課後の時間」についての関係者の意見聴取とその解析をした。ウ) 厚生労働省「放課後児童クラブガイドライン」(2007年10月)と「放課後児童クラブのガイドラインに関する調査研究」(座長：淑徳大学・柏女霊峰、2007年2月こども未来財団)に掲げられた項目を、<子ども>の視点から読み替える作業を行った。

C. 研究結果

本研究では、保育所と放課後児童クラブの2種類の児童施策について、研究者それぞれの観点から調査等を実施した。

①子育て支援等の実態と政策的展開に関する研究班：施設長等へのインタビュー調査を

実施し、その項目はア) 子育て支援相談対応職員・職種、イ) 子育て相談内容、ウ) 保護者からの相談内容の多様化・複雑化への対応等、エ) 対応困難ケース、オ) 対応困難ケース、緊急ケースへの対応方法、カ) 子どもの立場と親の立場の間でのジレンマについて、キ) 具体的な子育て支援業務、ク) 保護者支援業務、コ) 保育ソーシャルワーク、保育におけるソーシャルワーク機能業務、サ) 今後の子育て支援、シ) 保護者支援として今後重要となる取り組み、ス) 保育ソーシャルワーク、ソーシャルワーク機能のための取り組みやサポート、セ) 保育所で相談を受ける人（内部・外部）であった、調査対象施設は⑧施設であり、施設長、主任等がインタビュー対象者であった。様々な意見があったが、いわゆる困難事例やソーシャルワーク的な問題に対しては、若い保育士ではなく施設長や主任が対応することが多かった。それぞれの施設において、相談に対する役割分担が明確化されていた。子育て支援の相談としては、子育てに関すること全般、保育内容、子どもの発達や性格上の問題、DV、家庭内問題、親の病気（特に精神的）と多岐にわたっていた。しかし、子どもを主体とした保育内容に関する相談と親の問題とに大別できた。相談内容はほとんどの調査回答者が、多様化・複雑化してきていると回答しており、専門的な対応とスキルが求められていることが明らかとなった。緊急性の高いケースについては、対応方法が明確化されており、連携先等の連絡先が共有できるようになっていた。子どもの立場と保護者の立場とのジレンマでは、保育士の場合利用者支援とはイコール子ども支援なのか、または利用者には親も含まれるのかという問題があり、親を含んだ場合に同一保育士が親の立場と子どもの立場の両方に対応することは難しいことが明らかになった。ソーシャルワークのとらえ方は様々であり、なんらかの共通理解が必要であるとともに、もっとカウンセリングやソーシャルワークの研修が必要であるという意見も多かった。

②保育施設のケア内容・ケア時間・負担感班：平成21年度に実施された認可保育所におけるタイムスタディ調査および児童アセスメント調査の結果を再度レビューすることによって、本研究では「0歳～2歳未満」「2歳から4歳未満」「4歳以上」という年齢層別に、ケア時間とケアの負担感の傾向を分析した。ケア内容を分類して、年齢層別にケア時間を見たところ、低年齢児において時間が長くなるケア内容と、年長児において時間が長くなるケア内容とが見られた。総じて言えば、年齢の低い児童に対してのケア提供において、時間が長くなる傾向が見られた。

③「保育の質」向上に向けた指標開発およびその関連要因の評価に関する研究班：保育環境チェックリストを、4つの領域に分けて整理した。1. 子どもの全体像を捉える（入所時および日常の子ども自身にかかわる項目）、2. 家族の全体像を捉える（入所時および日常の家族全体にかかわる項目）、3. 子どもを取り巻く望ましい環境を整備する（子どもを取り巻く望ましい環境が整備されているか、子どもにとって最善の利益が保障されているか等、環境整備に関わる項目）、4. 関係機関との連携を強化する（子どもと家庭が、関係機関と適切な繋がりを持てるように、関係機関同士での目標・情報・責任の共有等、適切なチームワークが組み立てられているかに関わる項目）

④保育所の組織体制の実態と課題研究班：組織体制について、①組織内の階層制、②組織内の分業制、③組織外との連携のそれぞれについて、分類を試みた結果、組織内において階層化も分業化もせず組織外に緊密に連携できる専門家がいるというbba型が57施設

(35.0%)と最も多かった。組織内を階層化している園は、私営の方が顕著に多かった。組織内の階層化と、組織の規模、運営形態は影響し合っている可能性があることが明らかとなった。インタビュー調査は、私営の5施設に対して実施し、組織体制ごとに分析を行った結果、組織体制を整えようという意識は明確であった。業務の加重が問題となっているとともに、明確なマネジメント意識の必要を示唆された。

⑤放課後児童クラブの質の向上に関する研究班：放課後児童クラブに通う子どもにとって望まれる支援を以下の9項目として抽出した。1.子どもが放課後児童クラブに通う必要があることについて説明を受けて納得しており、通い続けることについて適切な支援があること。2.子どもにとって安心できる大人（放課後児童指導員）がいて、信頼できかつ当てにできるような関係が作られていること。3.子どもが安全に放課後児童クラブで過ごすことができるような環境と支援があること。4.子どもの発達にふさわしい遊びと活動ができるような環境と支援があること。5.子どもが、ともに過ごしている子どもたちとお互いに知り合え、仲間関係を作れるような人数規模の環境と仲間関係をつくることへの支援があること。6.放課後児童クラブで過ごす際に必要な規則や秩序が、子ども自身に理解でき納得して実行できるように作られていること。7.休息やおやつを提供、健康への配慮など、放課後における子どもの基本的な生活への支援があること。8.遊び・学習・休息などの放課後の生活を、子ども自身が見通しを持って進んで取り組めるように支援されていること。9.障害などがあることによって、子どもが放課後児童クラブで過ごす際に特別な援助を必要としている場合には、その援助が適切に受けられること。

D. 考察

①子育て支援等の実態と政策的展開に関する研究班：

②保育施設のケア内容・ケア時間・負担感班：保育士の負担感につながる要因として、「児童がどこにいて、何をしているのか、絶えず気を配っていなければならない」「担当保育士が言うことになかなか従ってくれない」「担当保育士と一緒に遊んであげないといけない」の3項目は、年齢が低い児童ほど保育士の負担感にむすびつく傾向が見られた。別の言い方をすれば、これらの要素は、年齢の低い児童において顕著であると見られる。反対に、「保育士同士や保育士と保護者の会話などの邪魔をする」のように、年長児童において保育士の負担感にむすびつく行動も一部あった。睡眠に関しては、「途中で何度も目が覚める」「目が覚めたとき機嫌がわるい、よく泣く」の2項目は、低年齢の児童の場合において保育士の負担感に結びつく傾向が確認された。これらの行動は、低年齢児によって引き起こされる傾向が高いと考えられる。このように、総じて低年齢児に対するケアにおいて、保育士らによる負担感の回答が顕著であった。ただし、既述のとおり、ケア時間の標準偏差は年齢が低くなるほど大きくなっており、バラツキの大きさも示唆されている。年長児に対するケア時間は、反対に、バラツキが少なく、かつ相対的なケア時間が短くなっている。しかしながら、上述のとおり、「行事・保育参加・地域交流」は年長児においてケア時間が長くなる傾向がある。さらに、ケア時間構成比について言えば、「生活面の援助」および「食事・栄養」に関しては、年齢が高くなるにつれて構成比が高くなる結果となってい

た。傾向として、低年齢の児童のケアに時間が多くかかるとしても、時間とは異なる面で、保育士のケア負担が生じている可能性も検討しなければならない。

③「保育の質」向上に向けた指標開発およびその関連要因の評価に関する研究班：本研究では、まず全国の保育を利用する子どもと保護者のニーズを把握するとともに、保育に携わる保育士、栄養士、看護職、施設長から意見や実践の工夫などを収集し、さらには大規模な追跡調査を行い子どもの発達と健康状態との関連性から科学的な根拠を得た。「保育の質向上」の継続的な展開には、「質の高い保育とはなにか」、利用者の声を反映させた保育プロチームの「共通理解」が必須である。本チェックリストをひとつの基準として、「質の高い保育」を科学的な根拠とともに示すことにより、利用者や他の専門職を含めた共通理解につながる。一方、良質な保育の担い手である保育専門職には、刻々と変化する社会情勢にきちんとアンテナを張り「よりよい保育を問いつける姿勢」と、「保育の質向上に向けた変革へのたゆまぬ努力」が求められる。

④保育所の組織体制の実態と課題研究班：調査結果としては、第一に、質問紙調査から、組織体制の整備のうち特に組織内部の階層化と、組織規模、公私の運営形態が関わり合っている可能性が見て取れる。組織規模が大きいほど階層化されることがうかがわれ、一方で、公営の方が平均の組織規模が小さく、階層化は進んでいない。公営は自治体レベルでの階層システムを構成していることも背景にあるかもしれない。組織外部との連携については、組織規模、運営形態とも関係が見られない。第二に、インタビュー調査から、階層性や分業制が敷かれていることと組織が実際に機能していることとは、明確には関係がうかがえない。むしろ、組織体制に伴う園長や主任のリーダーシップのあり方や、職員配置や待遇等が、職員のモチベーションや負担感に関係していることが示唆される。また、園が事業を拡大して（だいたい地域や自治体の要請によるのだが）組織体制が大きく複雑になるほど、職員間のコミュニケーションのためのコストを要し、課題が導かれる可能性がうかがわれる。

⑤放課後児童クラブの質の向上に関する研究班：1) 家族形態の変化、保護者の雇用問題、学校や地域の変容の中で、放課後児童クラブへの期待は高まっている。そこで待機児童の解消という観点からの取り組みは増えている。しかし、現在の子どもたちにとって放課後の時間がどのような課題をもっており、それにどう対応するかという研究が少ないために、ニーズと施策のミスマッチが大きく、子ども達の抱える問題の解決に繋がらないだけでなく、問題が拡大している傾向も見られる。放課後児童クラブでの事故の深刻化や指導員の交代が多いこと等もその一例である。本研究では、放課後児童クラブの質的向上の中で子どもたちの生活の安心・安全の確保と子どもにとって不可欠な生活環境保障の為に、「子どもにとって求められる放課後の時間」と「それを実現するための支援」について調査・研究をおこなった。その結果、放課後児童クラブの質的改善に向けては、活動の理念・目的を明確にし、それに添った活動プログラムの提供が不可欠であることが明らかになった。2) 厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」と『放課後児童クラブのガイドラインに関する調査研究』によるガイドラインを読み替えることによって、「放課後児童クラブに通う子どもにとって望まれる支援」の内容を、大きく9項目に分類することができた。次年度は、この項目の構成要素や項目間の関連などについて明らかにすることと、そ

の根拠を検証する作業に取り組む。そのことによって、放課後児童クラブに通う子どもへの支援のあり方を明らかにするだけでなく、現代の子どもにとっての放課後の過ごし方に共通する支援のあり方を示唆することもできることが期待される。なお作成した「放課後児童クラブに通う子どもにとって望ましい支援」の妥当性を検証するために、(1)放課後児童クラブにかかわる主な先行研究、(2)各地の放課後児童クラブの実践記録、(3)放課後児童クラブの保護者の手記、の3つの収集・整理と(4)良好な質的水準を維持する業務を遂行している放課後児童クラブの実地調査を実施した。より詳細な検討・分析は次年度以降の課題である。

E. 結論

①子育て支援等の実態と政策的展開に関する研究班：子育て支援についての相談担当者等の実態から、施設長等の管理職には子育て支援に対応するための何らかのスキルが必要となるということになる。また、保護者からの相談内容については、多岐にわたっているが、多様な相談内容にどのように応えるかは、また現状で応えているのかという分析を行う必要がある。次に、子育て支援をあくまでも「保育」という範疇での支援とするか否かは、議論が分かれるところである。「保育」についての支援とすると、保護者への保育参加を促すことが子育て支援の一つと捉えられていることが調査結果からも明らかとなった。

ネットワーキングやアウトリーチ等のソーシャルワークの機能に対して、現状の保育所ではこれらの機能が十分に果たされているとはいえない。保育を主とする保育士、資格要件のない施設長にどこまでソーシャルワークができるのか、ソーシャルワーク機能を求めるのであればその職種の資格要検討も今後検討する必要がある。

また、保育にも子どもの状態から見た保育困難事例があり、それが子どもの発達や性格的な問題から起因する場合と、家庭の問題から起因する場合とがあることが明らかとなった。困難事例については、専門職に対する適切なコンサルタント（他職種からの助言）とスーパービジョン（同一職種による助言）が必要である。特にスーパービジョンは、同一施設内の職員間で行う場合と他施設のスーパーバイザーから受ける場合とがある。近年、保育でもこのスーパービジョン機能が重視されているが、教育や研修内容にスーパービジョンを取り入れることが必要である。

そして、子育て支援＝ソーシャルワークかどうかについては、今回の調査では明らかにはならなかったが、調査対象者が捉える保育分野におけるソーシャルワークとして、ミクロからメゾ、マクロまでのソーシャルワークが必要であるとしている場合が多かった。これらは新保育所運営指針にも記載されており、保育所として行わなければならない業務であるという認識を有してはいるが、実際にできていないという回答もあり、多くの保育所で幅広く捉えた子育て支援業務が行われているかどうかは、今後量的調査等で明らかにする必要がある。また、保育における子育て支援については、今後は量的調査を行い、現場の保育士の子育て支援についての捉え方（年齢別、保育所マネジメント別）等を明らかにすることが課題である。なお次年度以降の課題として、施設のマネジメントについての調査研究も行う必要があることを付記する。

②保育施設のケア内容・ケア時間・負担感班：単純に、調査の中で視認できたケアワークの時間の多寡のみを論じるとすれば、年齢の高い児童ほど時間は相対的に短い、ということになる。また、負担感については、保育士の自己認識に基づく回答に限って言えば、年齢の低い児童ほど、負担感に結びつく行動を起こしていることになる。しかしながら、年長児へのケアにおいて、「生活面の援助」および「食事・栄養」の構成比が低く、逆に「保育活動」の構成比が高い点を考えると、ケア内容の質的变化が年齢の推移によって生じているとの見方が出来る。単純に「年長児においてケア時間が短くなる」という点のみを取り上げ、軽重を判断することに慎重を期さなければならないのは、こうした質的变化によって、「時間」とは別次元の負担構成要素が生じている可能性が考えられるからである。ケア時間の多寡と、負担感の要因、それを引き起こす児童の年齢の三点について、本研究によって一定の傾向が確認されたわけであるが、これら三点は、現時点では依然として独立した項目であり、これら相互の関連は必ずしも解明されえていないと言わざるを得ない。なぜなら、年齢とともにケアのあり方が質的に変容している以上、それぞれのケアの局面で保育士が抱える難しさが異なるために、年齢層ごとの単純比較から引き出せる知見に限界があると考えられるからである。言い換えれば、異なる年齢層の児童に対して、同じケア内容が同じ時間だけ提供されていたとしても、それぞれ異なる成育段階にある児童のケアの現場では、異なる意味合いを持ってケア提供者に感じ取られていることが予想されるわけである。本研究の成果をふまえ、今後は、このような現場における児童と保育士との相互作用のダイナミズムを質的に解明する研究が求められる。

③「保育の質」向上に向けた指標開発およびその関連要因の評価に関する研究班：本研究で開発した保育環境チェックリストは、保育に携わる専門職のいわば実践の知恵を束ねた「実践知の体系」として活用の活用を意図したものである。本チェックリストを活用し、今後の支援の核となる「地域における子育て・子育て支援の拠点」として、「保育の質保証」にもとづく良質な保育の拡充を大いに期待する。

④保育所の組織体制の実態と課題研究班：組織体制に関しては、制度的に、職員配置基準の充実と、フリー保育士の配置、短時間勤務や無資格者の活用など、柔軟な運営ができるような整備が求められる。そのことによって、職員の業務に必要な時間を無理なく確保することも期待できる。組織レベルでは、階層化などの体制の整備だけでなく、その運営によって職員の負担感や動機づけが大きく異なってくる可能性がある。保育所長や主任保育士の組織マネジメントの資質や力量の向上が必要であると考えられ、この課題について制度的に担保することの有効性が示唆される。また、いかなる組織体制であれ、その組織体制を有効に機能させるための職員間の対面的なコミュニケーションを促すことが必要であろう。

⑤放課後児童クラブの質の向上に関する研究班：放課後児童クラブの量的整備に力点が置かれている現状の中で、発生している諸問題に対処するためには、本研究のように「放課後の時間」の問い直しやそれに基づく時間、場所、活動、指導の方法を組み立てることが不可欠である。特に「放課後児童クラブは家庭で放課後を過ごす子どもを預かる場」という消極的理念を転換して、「学校と家庭をつなぎ、地域の広がりの中で子どもの心身の発達を促し、子どもの生活の活性化をはかる場」という積極的理念を実現するものでなけれ

ばならない。なお、放課後児童クラブの社会的必要性が強調される一方でそこでの子どもたちの実際が後方に置かれている実情を考えると、「放課後児童クラブに通う子どもにとって望ましい支援」を明らかにすることから放課後児童クラブの質的整備を進めることは喫緊の課題である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

- ①安梅勅江、生涯発達をみすえた社会能力の評価と活用に向けて、チャイルド・サイエンス、6、10-14、2011
- ②田中笑子、篠原亮次、杉澤悠圭、安梅勅江、18 か月児の社会能力に関連する養育環境の特徴、日本保健福祉学会誌、16(1)、11-20、2010
- ③渡辺多恵子、田中笑子、富崎悦子、安梅勅江、夜間に及ぶ長時間保育を行っている保育所の支援的役割に関する研究—育児環境の実態から—、小児保健研究、69(2)、329-335、2010
- ④望月由紀子、篠原亮次、杉澤悠圭、童連、平野真紀、富崎悦子、田中笑子、渡辺多恵子、恩田陽子、川島悠里、安梅勅江、被虐待児の育児環境の特徴と支援に関する研究、厚生学の指標、57(12)、24-30、2010

2. 学会発表

- ①安梅勅江、篠原亮次、杉澤悠圭、童連、田中笑子他、子どもの社会能力評価「かかわり指標」の性別年齢別推移と影響要因、第69回日本公衆衛生学会、2010.10.27、東京
- ②望月由紀子、篠原亮次、杉澤悠圭、童連、田中笑子、安梅勅江、グループ・インタビュー法を用いた虐待予防事業の評価と今後の課題に関する研究、第69回日本公衆衛生学会、2010.10.27、東京
- ③篠原亮次、杉澤悠圭、安梅勅江、42 か月児社会能力に影響する育児環境に関する追跡研究、第69回日本公衆衛生学会、2010.10.27、東京
- ④杉澤悠圭、篠原亮次、童連、田中笑子、安梅勅江、山川紀子、前田忠彦、山縣然太郎、42 か月児社会能力に影響する育児環境に関する追跡研究、第69回日本公衆衛生学会、2010.10.27、東京
- ⑤Lian Tong, Ryoji Shinohara, Yuka Sugisawa, Emiko Tanaka, Yuko Yato, Noriko, The parenting practices in early childhood and toddlers' developmental problems、第69回日本公衆衛生学会、2010.10.27、東京
- ⑥田中笑子、篠原亮次、杉澤悠圭、安梅勅江他、42 か月児の社会能力発達に影響する養育行動の特徴に関する追跡研究、第69回日本公衆衛生学会、2010.10.27、東京

- ⑦ 富崎悦子、田中笑子、安梅勅江、小学1年生の自覚症状に影響する3歳時の育児環境に関する研究、第69回日本公衆衛生学会、2010.10.27、東京
- ⑧ 望月由妃子、篠原亮次、杉澤悠圭、安梅勅江他、被虐待児の育児環境の特徴と支援に関する研究—虐待の早期発見・早期支援に向けて—、第23回日本保健福祉学会、2010.10.28、東京
- ⑨ 相馬あおい、篠原亮次、安梅勅江他、乳幼児を持つ養育者の育児負担感と社会的サポートとの関連、第23回日本保健福祉学会、2010.10.28、東京
- ⑩ 徳竹健太郎、篠原亮次、杉澤悠圭、童連、渡辺多恵子、安梅勅江、乳幼児の養育環境の年齢別性別特徴に関する研究、第23回日本保健福祉学会、2010.10.28、東京
- ⑪ 田中笑子、篠原亮次、安梅勅江他、乳児期の養育環境が経年的な社会性発達に及ぼす影響の検討—両親のポジティブな育児意識に焦点をあてて—、第23回日本保健福祉学会、2010.10.28、東京
- ⑫ 富崎悦子、篠原亮次、安梅勅江他、保護者のストレスおよび長時間保育が小学校1年生時のストレスに及ぼす影響に関する追跡研究、第23回日本保健福祉学会、2010.10.28、東京

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

なし

Ⅱ－１．厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
分担研究報告書

子育て支援等の実態と政策的展開に関する研究

研究代表者 藤林 慶子（東洋大学社会学部社会福祉学科准教授）
研究協力者 小山 秀夫（兵庫県立大学大学院経営研究科教授）
研究協力者 廣井 雄一（國學院大學幼児教育専門学校講師）
研究協力者 小森 敦（社団法人日本社会福祉士養成校協会事務局次長）

研究要旨

本研究では、①子育て支援等についての施設長等の意識調査研究、②子育て支援に関する政策展開についての研究－子育て支援の社会的イノベーションの必要性－の2つを行った。

①子育て支援等についての施設長等の意識調査研究では、子育て支援という捉え方は保育所運営指針にあるように理解はしているが、実際に十分に行えているとはいえず、時間的にも厳しい、困難ケースが多いという回答も多く、子育て支援機能を保育所につけるのではなく第三者機関の設置が必要ではないかという結論を得た。②子育て支援に関する政策展開についての研究では、育児の孤立化というタームから、子育て支援政策をイノベーションとして捉え、子育て支援政策の重要性が示唆できた。

1 子育て支援等についての施設長等の意識調査研究

A. 研究目的

2008年に出された新保育所保育指針において、①入所する子どもの保護者に対する支援、②地域の子育て家庭に対する支援の2つが明記され、家庭支援、子育て支援という用語が一般的に使用されるようになった。また、児童福祉法第18条4においては、保育士の業務に児童の保護者に対する保育に関する指導が位置づけられている。児童福祉施設最低基準第36条においても、「保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない」と規定されている。このように保育についての支援は明確化されているが、実際に現場において、子育て支援は広く家庭の問題をも支援することであるという捉え方もある。つまり、家庭の問題は保育の問題にも影響を及ぼすため、その家庭の問題にも対応すべきであるという捉え方である。

確かに先にも述べたように、保育所保育指針第1章2(3)においては、「入所する子どもの保護者に対する支援」とはっきりと親支援という書き方になっているが、保育だけではなく家庭の問題を広く保育所が支援することが可能なかどうかという疑問が生じる。

また、保育ソーシャルワークという用語もあり、保育分野におけるソーシャルワークを保育士が行うこととしている場合もあるが、保育士はあくまでも保育の専門家であり、ソーシャルワークの専門家としては社会福祉士という国家資格がある。社会福祉士は業務独占ではなく、ソーシャルワーク業務はソーシャルワーカーだけが行うものではないが、保育業務にプラスしてソーシャルワーク業務まで行う時間と力量が果たして保育士にあるのかどうかという問題が生じる。

そこで本研究では、保育所の施設長等が子育て支援等をどのように捉えているかを明らかにすることを目的として、保育所の施設長等に対する半構造化面接を行った。

B. 研究方法

調査協力者に事前に調査の趣旨を説明し、担当者が直接対象者を訪問し、半構造化面接によるヒアリング調査を行った。

また場合によっては、事前に了承を得て、ICレコーダーによる録音を行い、ヒアリング調査終了後、項目にしたがって意見をまとめ、これをヒアリング協力者に確認を依頼し、修正及び了解を得た。調査協力者は8施設12名であった(表1)。

事前に承諾書を得る、口答での承諾を得る等によって、あらかじめ調査対象者への倫理的配慮を行った。

表1 調査対象、経験年数、対象者の役職、保育士資格の有無、調査日

対象	経験年数	対象者の役職	保育士資格の有無	調査日
X市A保育園	14年	施設長	無	2010年11月5日
Y市B保育園	39年 22年	施設長 副施設長	有(39年) 有(24年)	2010年12月10日
Y市C保育園	6年	施設長	無	2010年12月13日
Y市D保育園	37年 19年	施設長 主任	有(40年) 有(30年)	2010年12月14日
Y市E保育園	34年	施設長	有(34年)	2010年12月17日
Y市F保育園	7年	園長	無	2010年12月17日
Y市G保育園	40年 27年 3年	園長 主任 看護師	有(43年) 有(28年) 無	2010年12月17日
Z市H保育園	16年	園長	無	2010年12月14日

C. 研究結果

以下、ヒアリングの項目ごとに意見をまとめた。また、回答が設問ごとに明確に分かれているものではなく、別の設問の解答としてまとめた場合がある。

1) 仕事について

「0-1. 現在の仕事を始めてから何年になるか」「0-2. 現在の職場において、どのような立場か。役職もしくは職名（施設長、主任等）について」「0-3. 保育士資格を持っているか。保育士資格を有してから何年になるか。」を含めて、表1の通りである。

0-4. あなたの職場では、利用者や地域の子育て家庭から相談を受けた際に主に対応する職員が決まっているか。（決まっている場合）それはどのような立場の職員か。

- ・施設長が男女によって違って来る。内容に深く関わる話しだと主任ということだが、他施設とのやりとりが発生する場合は施設長で、家庭不和の話は主任か担任（親によって担任か主任かが違って来る）。すべての職員が対応するとはパンフレットは広告しているが、実際は主任が対応するようになっている。
- ・ソーシャルワーク的なものであれば、施設長や主任、食事の問題等の場合は現場になる。発達の弱さは保育士と主任が担当する。
- ・主には園長が行う。在園児の保護者については担任が対応している。担任を通して園長に報告がある。担任が回答に迷うものは園長が担当する。担任とのやり取りに納得がいかないと利用者から園長へ相談に来る。
- ・メインは副園長が対応することになっているが、相談の内容によって担任・看護師等の場合がある。
- ・子育て支援センターを併設しているのでセンター保育士が受けることが多い。センター保育士は区役所と地域のサークル活動に週1日ずつ出向いて相談を受けている。園にはおおよそ週3日出勤する。園庭開放では見守りために配置されたコーディネーターが2名（2時間1名、5時間1名）いる。入所児童の保護者からの相談については、随時園長、主任、保育士、看護師が受けている。日常的には担任が受けている。健康面は看護師が相談を受けている。複雑なものは園長が相談を受けている。園長や主任になると子どもの発達の遅れとか家庭内の夫婦関係や子どもに対する価値観の違いについて、保護者の仕事のこと（保護者が失業してしまうと退園させられるのか）とか、保護者の心の病気に関することの相談がある。
- ・主任、園長。対応に関して理事長に報告し、相談をすることもある。できるだけ組織で動くようにしている。日常的な食事や排泄などの相談については担任。担任から相談された事についてや経済的なこと、家族に関することは園長が関わる。
- ・地域の方からの相談は園長、主任、看護師が受けている。入所児童の保護者からの相談は担任、看護師が受けることがほとんど。担任一人では困難なときや保護者が望むときは園長、主任が立ち会っている。

- ・地域の子育て家庭への支援は保育所の付帯事業として駅前ですどいの広場を実施している。非常勤のスタッフ6名（1日3名程度）が対応している。入所児童の保護者からの相談については副園長が対応している。普段の子育てに関することは送迎時にリーダーや主任クラスの職員が対応している。精神が不安定な方、虐待に近いような行動が見られるときや障害に関すること、行政とかと連携をしないといけないような内容が含まれていることは園長が対応している。

2) 現在の仕事の内容について

1-1. 利用者や地域の子育て家庭から受ける相談の内容は、主にどのようなものがあるか。

- ・相談内容の地域差はある。家庭環境に関する相談と子どもの養育に関する相談があり、子どもの育ちに関する相談はかみつきから始まって、発達障害に関わることまで広範囲である。1才になっても2才になっても歩かないとか、お母さんにどういこうところに行けばよいかという相談である。家庭内の不和やDVの相談が多い。相談したくてするのではなく、連絡先が変わるとか保育の連絡の流れで説明をしなければならぬのではないか。母親の病気（精神疾患含む）が多い。パニック障害になり、行事をどうしよう、登園をどうしようなどの相談が多い。違う施設機関のリファーマをするが、親の方で行っていただかないとその後わからない。誰にリファーマをするかを各保育所、保育士が把握すればよいのであって、ソーシャルワークの専門機関に任せることと、保育所でやるべきことを明確にすることが必要なのではないか。
- ・地域の子育て家庭からの相談は入所相談、一時保育の問い合わせがある。園庭開放の利用者から育児についての相談、例えば「離乳食を食べないけどどうしたらよいか」「親の言うことを聞かないけどなぜか」とかが多い。入所児童の保護者からの相談内容は子どもの園での様子。「他の子どもからいじめられた」とか、「保育園に行きたくないと言っているがどうしてか」「仲の良い子がいるか」などクラス内での人間関係に関する内容が多い。親同士の間人間関係について困って相談に来たケースもある。まれに夫婦問題について、「離婚したいと思っているけど別れられない」とかDVがあつてケースワーカーが間に入ったケースがあつた。その他、夫婦間のことは改まって相談ということではなく、立ち話的に話がある。お酒飲んだ勢いで保育所にクレームの電話をしてくるということもあつた。
- ・子育てに関すること全般。発達のこと、人間関係（友達との関係）のこと等。看護師への相談として、服薬や予防接種に関すること、体調のこと等。
- ・園庭開放や支援センターでの相談内容は、新米ママが多いので、赤ちゃんの離乳食、子どもの発達、子ども同士の関わり、親子の関わり、遊びのこと、しつけのことで、いわゆる子育てに関することが多い。着替えるのに何枚着せたらよいかとかいう些細なこと。お母さんの中に入って、雑談の中で、困っていることを感じ取ってさりげなくアドバイスしていくことの方が多い。役所の電話相談は子どもを含めた人間関係について。子どもが絡んだ義父母との関係、夫婦間の意見の違いとか、身近な人への相談と電話での相談は内容が違ふ。入所児童の保護者からの相談について子どもの育ちに関しては担任の保育士が受けている。園長や主任になると子どもの発達の遅れとか家庭内の夫婦関係や

子どもに対する価値観の違いについて、保護者の仕事のこと（保護者が失業してしまうと退園させられるのか）とか、保護者の心の病気に関することの相談がある。発達に遅れのある子どもの保護者は就学に向けた小学校選びに関すること。

- ・一時保育の利用者等は周りに聞ける人がいないので、多い相談内容は食事や排泄について。子どもに関する近所づきあいのこともある。電話での相談は入所手続きに関する相談。姑にこどもの発達について指摘されてしまうというような相談。オムツが外れないことなど。お嫁さんと姑の立場について、母親は悩んでいる。個人差があるので、他の子と比べなくて良いなど安心感をもってもらっている。保育園に来れば何でも聞いてくれるというような安心感を持って、困ったときにまた次に来ようと思える場があるというだけで、保護者は安心して生活できると実感している。入所児童の保護者からは生活面に関する相談が多い。幼児については学習面についての問い合わせがある。日常的な食事や排泄などの相談については担任と懇談したり、園便り、クラス便り、ノートなどを活用している。担任が毎日見ているので、心がけて保育士が上からの目線にならないように、保護者から様子をうかがって、子どもの良い面も伝えつつアドバイスをする。子どもの気になることを指摘されてばかりいると、保護者と保育園の関係が難しくなり、登園しなくなってしまうケースがある。長期的に見て、保護者の気持ちに寄り添えるようにお話している。
- ・地域の子育て家庭に向けての支援は、園庭開放（年12回）、子育て支援講座（年3回）、ランチ交流などを実施している。ほとんど参加者は0、1、2歳。相談内容は離乳食、偏食、オムツ、ことばの発達、赤ちゃんがえりのことなどが見られる。育児雑誌で書かれている姿と自分の子どもの発達の違いについて聞いてくることがある。園にいる子どもの実体験から話すと言得力があるようだ。「個人差があるから気にしないほうが良いですよ」とか「大丈夫」など安心感を与えるようなアドバイスをすることが多い。いろいろ情報を知ってしまうだけに不安になってしまう。他の子どもと比較ができる場がなかったり、おじいちゃんおばあちゃんや近所の人などで子育ての経験や体験を伝える人がなかったりするので保育所に相談するのではないかと不安を安心につなげていけるように対応をしている。
- ・入所児童の保護者の相談は育児に対する相談。赤ちゃんだと離乳食のこと、オムツ、ことばなどの発達に関すること。夜間保育園という特性だと思うが、保護者の子育て力が低下している。洗濯物が生乾きだったり、お風呂に入っていなかったり、歯磨きの仕方など子どものケアについて行き渡っていない。そのような方は相談してこないで個人面談をするようにしている。個人面談で関係性を深めながら、踏み込みにくいところを聞いていく。意識されていない部分は掘り起こしていかないと難しい。20歳から25歳くらいの若いお母さんが多く、離婚の調停中や配偶者とのトラブルにより母子で逃げているケースなど、緊迫した家庭もある。
- ・子育て力は全般的に低下しているが、より顕著な方が利用する事が多い。子どもに目を向けてあげられていない。給食に子どもががついているからどうしてかと思って確認したら、家では満足に食事をしていないということがあった。常に保育士は子どもの変化に気付けるようアンテナを張るようにしている。

- ・緊急入所になる方、児童養護施設への入所の一步手前の方が多くなってきている。
- ・入所面接の際、子どもが情緒不安定やことばの遅れがある子が見られる。親の子どもへの言葉かけが少ないせいではないかと思われた。求職中のお母さんに子どもが1歳10ヶ月なので深夜になる仕事は控えたほうがと言うが、言っていることが届いていない感じ。夜間保育園なので、給料の割りのいい仕事に目が向きがちになってしまう。子どもとのかかわりの薄さがすぐに見て取れてしまう。
- ・若いお母さんが多く、相談してこないというのが、夜間保育園の特徴かもしれない。そこを掘り起こしていくことが大変。朝寝坊は毎日。11時に登園することになっているが、12時30分頃に連れてくる方がいる。化粧はしっかりとしてくる。どう伝えていくか？モーニングコールをしようか、メールをしようかと会議でも真剣に対応を考えている。根気よく関わって話すチャンスを作るしかない。
- ・地域の方からは県外に住んでいる孫の発達障害についての相談。診断を受けているようだが、どのように理解したらよいか、助けが必要か等気になっている。障害に関する情報を知りたいようだったので、佐々木正美氏の本を貸し出した。
- ・入所児童の保護者から看護師が受ける相談は、日常的には、便秘、生活リズム、発達、予防接種、薬（喘息など）のこと、小児科の評判についてなどほとんど立ち話的に話がある。おねしょについて改めて時間をとって相談を受けたことがあった。健康診断結果について文書で返している。そのときに歯の生え方や落ち着きがないとか嘔み付きがあるなど、子どもとのかかわりについて気になったことを文書で書いてくる保護者もいる。
- ・担任には、クラス内での友達関係について。行きたくないと言っているが、いじめがあるのではないか等の相談がある。
- ・入所児童の保護者からの相談は、自分の子どもに関することが中心。育てにくさだとか、他の子と比べて発達がどうかとか、オムツはずしについてのことなど子どもの自立に関すること。ご家庭の悩み。家庭環境に関すること（おじいちゃん、おばあちゃんや夫婦間の関係）。
- ・つどいの広場での相談内容は主に3つの内容。
 - 子どもが泣いたりぐずったりしたときに親としてどう接したらよいか分らない。
 - 夜泣きとか食事を食べないとかなかなか寝てくれない生活習慣や一日の生活リズムに関すること。
 - 自分の時間が取れない。家事と親自身の生活が調和できていない。親の自己実現に関わること。
- ・地域の子育て家庭は育児に関する情報量が保育園の保護者に比べて圧倒的に少ない。孤独というより孤立している感じ。自分の子どもが駄々こねたりしている姿を見て、異常ではないかと悩んでいたが、つどいの広場に来て他のお子さんを見て、普通だったんだと安心する。「こんなときどうしてる？」「うちではこうしてるよ」とお母さん同士が情報交換をしながら交流している。子育て支援と言いながら、かつて地域とか町で失われた機能を小さいスケールだが、つどいの広場の中で実現されているという印象がある。親同士をつないでいくことと親として自信を持っていただいたり、自立をしていただいたりすること。

- ・ つどいの広場を利用していた方が、地域に帰ったときに後輩のママたちに「大丈夫なのよ」と一言言ってもらえる。福祉サービスを積極的に展開していることではないけれどもかつてサービス受け手だった人が地域に帰っていくとサービスの担い手になっていく。そのためには親が生き生きと暮らすことであつたりとか、豊かな生活を創造することであつたり、自己実現を目指すことであつたりとかそういうことへの援助というのがひとつの柱。もうひとつの柱は育児に悩んでいる人への直接的な援助。

1-2. 近年、相談の内容が多様化・複雑化してきていると言われていたが、実際にそのように感じることはあるか。(ある場合)それはどのような内容の相談か。

- ・ 一番苦勞したのはクラスでいじめがあると行って何度も苦情の電話が入った。子どもが相手の名前を言うので、保護者が相手の親と出入り口で会ったときに大きくもめてしまつて場所を移して対応したことがある。
- ・ 基本的には園長が対応する。担任が非難されるので、担任に対してもフォローする。状況は職員にも説明するようにしている。
- ・ ある。例えば友達との関係でトラブルが起きた時に、その問題のとらえ方が保護者によって様々であり、想定外のクレームに発展するケース等がある。
- ・ 地域差ある。この地域は心が病んでいる保護者が多い気がする。子育てがつらいと訴えてくる。メンタルだからつらいのか、つらいからメンタルになるのか分らない。両面なのか。子どもが多いから目立つのか、親が若いからなのか分らない。子どもと一緒にいるのがつらい(虐待予備軍)と訴える方には一時保育につなげるようにしている。全部自分で抱えてしまつているお母さんが多い。いざというときにそばで「大丈夫よ」と言つたり、見守つてあげる存在がいらない。家族以外の大人や親戚とのつながりが少ないだけに自分がほつとできる時間がない。ほつとした時間があると、また子どもとしっかり向き合える。その時間がないためにいっぱいいっぱいになってしまうようだ。基本的には話を聞くこと。アドバイスは、「こうすると良いよ」ではなく、「私たちはこんなことをしたこともあるし、こんなことをしたこともある」と選択肢を提示して、お母さん自身ができそうなやり方を選んでもらえるようにする。自分でやってみたら、うまく行って、子育てに前向きになれる。
- ・ 園庭開放ではお母さん同士をつなぐ役を担っている。同郷であつたり、同じ年齢の子どもであつたり、同じ悩みを抱えていたりする。お母さん同士が友達になることで救われている方もいる。
- ・ 本園は0、1、2歳を対象にしていた乳児保育所から幼児を受け入れるようになった。対象が広がると、外国人の方や保育施設に預けたことのない方などいろいろな夫婦や子育てがあるのを実感する。子どものことだけを知っていれば良いという時代ではない。
- ・ 入所に関しても役所からは特に言われなかったが、入所後に発達障害がわかり、特別支援枠を申請したケースがあつた(今年は3名)。以前は両親そろつて働きたいということで申請されていたが、今は母子家庭やうつ、ネグレクトも多くみられる。集団が苦手なお子さんも多いので保護者対応も難しい。生活環境、価値観の相違などで物の捉え方や心が複雑で素直に人の意見を受け入れられない方も目立つ。幼児クラスは保育士一人が

担当する子ども数が多いので、近年は幼児の担当の希望が少ない。なるべく複数担任で担当するように職員配置するよう心がけている。

- ・ 幼児は就学に向けての学習面や友達関係に関する相談が多い。子どもがお友達に意地悪されたとか、遊んでくれないと言われたと言っているという内容がある。子ども自身はトラブルがあってもすぐに仲直りすることが多いので心配ないが、保護者が中に入ってくると難しい。そんな時はその時の様子や保育士が普段の生活での子どもの姿を伝えてあげることによって安心する。落ち着かなかったり、すぐ手を出してしまったりする子がいるが、その子の目線や良い部分も含めてみてあげる大切さを感じる。安易に決め付けることは子どもを傷つけてしまう。
- ・ 子どものことを話していれば良いということではなくなった。親自身も受け止めて欲しいと思っている。子どもも親もトータルで見ないと、子どもの成長だけを伝えても伝わらない。保護者の悩みを受け止めつつ、子どもの成長を伝えなければ、伝わらない。そういう意味では多様化している。人生相談や夫婦関係の話をされても聞くだけしかできない。
- ・ 一時保育をしている方で、子どもをかわいいと思えないとノートに書いてきた。園長が個別に話を聞いた。
- ・ このままだと虐待してしまいそうだと保護者が役所に相談をして、緊急入所になったケースもあった。
- ・ つどいの広場では家庭のことが多い。ご近所づきあいや幼稚園の親同士の付き合い方など地域の中に内在していた井戸端的なもの。
- ・ 精神的に不安定な親がいる。地域や他の方と溶け込むことができずに孤立している。幼稚園でも溶け込めない。物事を被害的に考えたり捉えたりしている。こうあるべきといった「べき論」があったりする、一歩間違えると虐待に発展しそうな予備軍といわれる人。そのような方への対応について、「指導」ではなくお母さん方の「気づき」を支援する。インストラクターではなくファシリテーターとしての役割をしている。(K)
- ・ ぽつんと子どもと二人でいる方に相談員が声をかけて雑談をしたりする。特別に支援が必要だと感じた際は自分たちだけでは完結はできないので、市の家庭児童相談室に連絡をするようにしている。
- ・ 近所からの通報があったがこういう家庭の方が利用してないかという、家庭児童相談室から問い合わせがある場合もある。
- ・ 利用されなければ、関われないというわれわれの限界がある。アウトリーチをいれていかなければならない。それにはもっと地域的な地盤が必要。民生委員との関係をどうするか職員にも実力が要求されてくる。なかなか踏み込めない。本当に問題を抱えている家庭はつどいの広場にも出てこない。
- ・ 入所児童の保護者は「働いている・家庭生活がある・子どもを保育園に預けている」というパッケージ化されている生活をしている。相談内容としては子どもの発達に関する内容が中心である。
- ・ 課題があるのに課題として自覚していない人がいる。仕事が忙しくてイライラしてしまい、不適切なかかわりをしているが、自分は完璧にこなしていると思っている。(K)